

論文

ソーシャル・インクルージョン研究 — コミュニティ・インクルージョンの基本的視座 —

八 卷 正 治

A Study on Social Inclusion:
Towards Community Inclusion

YAMAKI Masaharu

序論

- 【I】コロニー型施設存在の視座
- 【II】萌芽期におけるコミュニティ・インクルージョン
- 【III】コミュニティ・インクルージョンの視座
- 【IV】分析・展望

キーワード：ソーシャル・インクルージョン コミュニティ・インクルージョン 権利擁護

【要旨】

本小論はソーシャル・インクルージョンについて論じたものである。中でも、心身に顕著なる制約状態を有する当事者たちのコミュニティ・インクルージョンの具現化の視点について論じたものである。そこで明らかになったのは以下の3点である。

第一には、永らく同質性指向を強く内包しつつ、閉鎖的な国家構築を図ってきた、わが国も、ようやくにして共生社会の構築に向けて明確なる方向性を定めるに至った、といった点。第二には、制度構築が未整備状態の時代において、糸賀一雄らによるコミュニティ・インクルージョンに向けた先駆的な実践が展開されてきた、といった点。そして第三には、2011年3月11日に生じた未曾有の大災害、および福島第一原子力発電所の深刻なる事故災害を契機として、社会的弱者を包摂した地域や社会づくりに向けて人びとの関心が深まりをみせてきた、といった点である。

序論

本小論は、ソーシャル・インクルージョン (Social Inclusion) の具現化としてのコミュニティ・インクルージョン (Community Inclusion) の基本的視座について、福祉支援実践論の視点から論述しようとするものである。とりわけそれを、心身に顕著なる制約状態を有する当事者たちを主軸としてとらえようとするものである。

ソーシャル・インクルージョンとは多文化共生社会の実現であり、一人ひとりが、その人なりに尊重され、通常の市民として地域社会に位置づけることをめざす社会構築を意味する。それに対置するのが、人びとの無理解や偏見によって弱い立場に置かれている人たちが社会的に排斥・排除されてしまう、といったソーシャル・エクスクルージョン (Social Exclusion) である。

永らく閉鎖的な国家構築を保持してきた、わが国政府も、ようやくにして多文化共生社会の構築に向けて、さまざまな施策を整備しつつある。それは例えば、内閣府の共生社会政策課題として、「子供・若者育成支援」「障害者施策」「高齢社会対策」「日系定住外国人施策」が提示され、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の構築をめざそうとする方向性に示されている。また心身の機能に著しい制約状況を有する人びと（People with Disabilities）に関しても「障害の有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、障害者の自立と社会参加の支援等を推進します。」（内閣府・共生社会政策）との方針が明示され、その具現化が「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」として2016（平成28）年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」である。わが国の「障害者差別解消法」は、「ADA, 1990」（米国）、「Disability Discrimination Act, 1992」（オーストラリア）、「Human Rights Act, 1993」（アオテアロア/ニュージーランド）に較べると偏見差別を防止するうえでの精緻さや精練度は弱い、わが国にとっては大きな進展である。〔註1〕

さて、1994年6月7日から10日にかけて、スペインのサラマンカに92カ国の政府と、25の国際組織を代表とする300名以上の参加者が集い、インクルーシブ教育へのアプローチを促進するために必要な基本的政策の転換を検討する会議が開かれた。そこにおいては「万人のための教育（Education for All）」のポリシーのもと、「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み（Salamanca Statement on principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action）」が採択された。いわゆる「サラマンカ声明」である。サラマンカ声明で示されたインクルーシブ教育の流れは、わが国の福祉支援分野においても拡がりを見せ始めたが、さほどの注視を集

めることはなかった。しかしその後の社会福祉基礎構造改革の流れの中で、2000（平成12）年に社会福祉法が制定されるに至った。社会福祉法はそれまでの社会福祉事業法が大幅に改編され、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える、といった理念に基づき、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立や、質の高い福祉サービスの拡充、さらには地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実が謳われ、それに伴い、わが国においても徐々にソーシャル・インクルージョンへの関心が高まりをみせ始めた。

2001年5月の世界保健機関（WHO）総会において、それまでのICIDH（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）概念から、新たにICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）が採択されるに至った。1980年に提示された「ICIDH」が当事者本人の機能的制約状態に注視した分類方式であったのに対して、「ICF」は生活機能といった側面へとその視点を転換し、さらにそこに環境因子等の観点を加えたところに特徴がある。つまりは心身機能・構造（Body function and structure）、活動（Activity）、参加（Participation）に加え、新たに環境因子（Environmental factors）と個人因子（Personal factors）とを関係づけた点に特徴を有する。これはジャーメイン（Germain, C.）に代表される生態学的ソーシャルワーク（Ecological Social Work）における医学モデル（Medical Model）から生活モデル（Life Model）への視点転換と同質性を有している。その結果、それまで一方的な支援対象者として位置づけられてきた当事者本人たちが内在的に有するエンパワメント（Empowerment）や諸能力を注視しつつ関わろうとするストレングスモデル（Strengths Model）、さらには当事者本人の自己決定権（Self Determination）を重視した支援理念の確立、およびそれらを支える権利擁護（Advocacy）の理念に基づく支援システムが徐々に構築されてきた。これらすべては当事者本人を主軸とした支援理念、つまりはコンシューマー・コントロール（Consumer Control）の理念へとつながっ

ている。

【 I 】 コロニー型施設の視座

2016（平成28）年7月26日未明に、知的制約者の入居型施設である「神奈川県立津久井やまゆり園」に、この施設の元職員であった、当時26歳の男性が侵入し、刃物で19名を刺殺し、26名に重軽傷を負わせる、といった衝撃的な事件が生じた。殺傷の理由として、加害者が知的制約状態を有する当事者の社会的有用性を繰り返してアピールしていたことが判明している。つまりは「知的制約を有する当事者は、生きるに値しない存在である」との偏見・差別に満ちた認識観である。

このように、心身機能に顕著なる制約状態を有する人びとへの偏見・差別思想に基づく不利益な対応姿勢は今なお強固なるものがある。それは、いわば五感学（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）、もしくは五体学、すなわち「筋・脈・肉・骨・皮膚」「頭・頸・胸・手・足」に基づいて人間の価値を判断しようとする意識であり、それがあたかも人間存在そのものの内的価値と同質であるかのごとき誤謬に満ちた、実に乱暴なる認識観である。それに対して前述した「ICF」は、そうした誤った認識観は人類の叡智に信頼しつつ構築が図られる社会環境の整備・進展によって限りなく改善が可能である、といった認識観に基づいている。

さて、わが国における1960年代から1970年代初期は、大規模収容型施設をベースとした、いわゆるコロニー論に代表される社会防衛・保護・収容主義的な認識観によって、心身に顕著なる制約状態を有する当事者たちへの福祉支援が指向されていた時代であった。そのことについて、当時の新聞記事をもとに述べてみたい。

1969（昭和44）年12月16日付の朝日新聞に「心身障害者に光を — 国立コロニー建設に思う — 」と題された記事が掲載された。その記事を書いたのは小池文英（当時の整肢療護園の施設長）である。小池はここで、群

馬場高崎市に建設されつつあった、わが国最初の国立コロニー建設に賛同の意を表明している。ちなみに同記事によると、このコロニーの規模は、当時の用語表現によると「精神薄弱児・者が700人、肢体不自由児・者が700人、重症心身障害児・者が100人の計1,500人」といった規模であった。その記事の最後に、小池は「国立コロニーをモデルにして、今後全国各地にコロニーが設置されていくであろうが、その場合、人里離れた辺りな土地を選んで、そこに障害者だけの閉鎖的な社会を構成しようとするようなことは避け、地域社会に密着した開放的なものであるようにしてもらいたい。」と述べている。

次に、1972（昭和47）年5月4日付の朝日新聞には、「心身障害児と親子心中」といった表題の記事が掲載されており、その中には「心身障害児を道連れにした親子心中が相変わらず起きている。昨年一年間でも30件近くあった。」と書かれている。それゆえ小池も、当時の社会状況下においては保護・収容主義に賛意を示さざるを得なかったものと思われる。しかし小池がこの文章の最後に指摘した「コロニーが隔離的施設になってはならない」といった危惧は、その後、現実化していったのである。

当時の状況をさらに明確にするために別の事例を検討してみたい。1970（昭和45）年7月1日付の朝日新聞には、「見捨てられた重度精薄者」とのタイトルのもとに、以下のような記事がみられる。

栃木県の精神病院、両毛病院の火事で焼死した17人の患者のうち、12人までが精薄者だったというニュースは、精薄者の家族や施設関係者に強いショックを与えている。重度精薄者のはいれる施設は、全国でわずかに1,500人分。74,000人といわれる重度精薄者は、福祉施設から見捨てられ、精神病院の鉄格子の中に入れられるか、家庭の座敷牢に閉じ込められるしかないのが現状だ。

こうした状況の中で、御殿場コロニーの所長であった教育心理学者の牛

島義友は「精神薄弱者が存在する意義」と題した文章において次のように述べている。むろんのこと、これは明確に誤った認識観に基づく主張である。

精神薄弱者は無価値な存在である。彼らにもいくらかの存在価値があると理由づけても問題が解決しない存在である。・精薄者たちはただ役に立たない存在であるだけでなく、積極的に親を困らせる存在である。・こうなると、価値が少ない存在どころか、逆に有害な存在であり、せめて手がかからないようになるのを目標として必死の治療教育をしなければならぬことになる。このような次第で、精薄者は本来無価値なものであり、彼らにわずかばかりの能力や価値を見出すことによっても問題解決にならない存在である。彼らの問題を考えるには、まずこの無価値さに撤して考える必要がある。[註2]

ここで牛島が展開したように、当時は当事者本人に対するマイナス存在論に基づく価値基準、および生産性に基づく社会的有用性が主張された時代でもあった。さらには三木安正（当時、東大教授で、旭出生産福祉園・理事長）も、社会的生産性の視点から次のように述べている。

わたくしどもは、精神薄弱児の教育目標は彼らを立派な精神薄弱者に育て上げることだと主唱している。・立派な精神薄弱者にとすることは、発育の遅れた知能、故障した知能をもった者には、その弱い知的な働きをいたわりながら、それが一番よく働く状態にしていくことが必要だという意味をこめているのである。そして無理をせず、持ち前のものを活かす、適当な環境を与えていくことによって、自分も働いて、一人前の役割を果たしていくのだという意識をもたせ、社会人としての責任感を育ててゆくことが立派な精神薄弱者への道だと考えるのである。[註3]

三木がここで述べた「立派な精神薄弱者」とは、知的制約状態を有する

当事者本人が有する能力を存分に発揮し、作業能力を高めることによって生産性を有する存在として社会から認知・承認を得ようとする現実的な視点である。しかし、やはり「何かができること」「何かができるようになること」に価値基準を置いた能力主義的な誤った視点である。

【Ⅱ】萌芽期におけるコミュニティ・インクルージョン

こうした社会的生産性や有用性に基づく認識観が主流を占めていた時代より以前に、当事者本人の自己実現の尊重の理念をもって先駆的な実践を展開した人物たちがいた。それが糸賀一雄（1914-1968）、田村一二（1909-1995）、池田太郎（1908-1987）である。田村、池田と共に1946（昭和21）年11月に滋賀県に近江学園を創設した糸賀一雄は、「この子らを世の光に」との理念から次のように述べている。

重症心身障害というような背負いきれないほどの重荷を背負って生まれてきた子どもたちの責任を、その親たちに帰してかえりみないような社会でなく、お互いの問題として、あたたかい社会連帯感を基底にしながら、しかもその対策は当然のこととして社会のなかに位置づけられるならば、そこにはもはや「心身障害児」といったレッテルをはるような見方はなくなってしまうのである。…それと共に、この子たちがじつはどんなひとと同じように、それ自身に生きがいがあり、自分自身が世の光なのだということを実証するような生き方がそこにあるということ、私たちは忘れないようにしたいと思うのである。〔註4〕

世の光というのは聖書の言葉であるが、私はこの言葉のなかに、「精神薄弱といわれる人たちを世の光たらしめることが学園の仕事である。精神薄弱な人たち自身の真実な生き方が世の光となるのであって、それを助ける私たち自身や世の中の人々が、かえって人間の生命の真実に目

「ざめ救われていくのだ」という願いと思いをこめている。[註5]

糸賀はこうした自己実現の視点から社会的有用論を繰り返し批判している。糸賀が主張する自己実現の視点を換言するならば、「固有性を持つ一人ひとりが、その人なりに尊重されつつ、地域で通常の生活を過ごす」といった思想につながり、それはすべての人びとが構成員となる地域社会の構築にとっての必須条件であるとする、コミュニティ・インクルージョンの理念につながっていくのである。糸賀は自己実現といった視点から次のように述べている。

どんな障害者をも含めて、万人がめいめい、この社会に生きて、そのなかで自己を実現していくのである。その自己実現を尊重し、必要があれば援護していくという社会の態勢が確立しなければならない。…一生涯ひとの世話にならなければ生きていけない重症な存在であっても、そのひとはりっぱな人間としての生きかたをしているという、そしてまた、することができるという理解の仕方のなかに、福祉の思想が育つのである。[註6]

この子らはどんなに重い障害をもっている、だれととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものです。人間とうまれてその人なりの人間となっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも立派な生産者であるということを認めあえる社会をつくろうということです。「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝やかさそうということです。「この子らを世の光に」です。この子らが生れながらにしている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのです。[註7]

さて、糸賀と共に近江学園の実践に取り組んだ田村一二は、「ぜんざいには塩がいる」と称したユニークな共生社会論（田村はこれを「雑然混在教育」と称した）を展開し、やがて自らの実践思想をさらに展開したかたちとしての「茗荷村づくり」を展開した。これは隔離思想によるところのコロニー的発想ではなく、すべての者を対象とした生活共同体としてのコミュニティづくりの具現化であった。つまり田村は、この当時において、すでにコミュニティ・インクルージョンを具現化しようとしたのであった。ちなみに田村の空想の村であった茗荷村は1979年に「茗荷村見聞記」として映画化された。田村は以下のように述べている。

私の書いた本の中に『ぜんざいには塩がいる』というのがあるが、これは社会をぜんざいの鍋に見立てると、ぜんざいをつくるのには砂糖がいる、しかし砂糖だけではほんとうにうまいぜんざいはできない。砂糖の逆の塩がいる。砂糖を健常者とする、塩は障害者、塩はからいからだめだと鍋の外へ放り出しては、ぜんざいはできない。塩を抱き込み溶かし込んだ時、このぜんざいは、つまり社会は本物の味になるという意味で、塩がぜんざいの味をうまくするように、障害者は、又社会を本物の味にするためには欠くべからざる必要な存在であるということで、障害児・者の親御さんは、この世の中を本物の味にするために欠くことのできぬ大切な塩の預り人である。[註8]

さらには池田太郎も、滋賀県信楽町（現・甲賀市信楽町）において、自身が創設した信楽学園や信楽青年寮での実践を通して地域に根ざした実践に取り組んだ。信楽学園の実践内容は、やがて「しがらきから吹いてくる風」（1990年）のタイトルで映画化された。池田は知的制約者が地域の中で共に生活しているこそ本当の地域社会である、との、まさにコミュニティ・インクルージョンの視点から次のように述べている。

昭和27年頃は、「信楽学園のぐるりに鉄条網を張りめぐらせ」と言われたり、「信楽学園の生徒が近所の柿をちぎって食いよる。バカはしょうがない」言うて怒鳴りこまれたり、いろんな目にあったことはありました。…私はそういうところから、これからの施設というものは地域社会の文化を高める、地域社会の心を高めていく存在になるという認識をもつことが、非常に大事なことではないかと思っております。施設が、そのなかで子どもさんを教育している、青年たちを教育している、そういう場所ということは当然のことですけれども、それと同時に、施設という所がその地域社会のセンターである、地域社会の心の豊かさをつくっていく中心である、指標である、地域社会の人たちの心のよりどころであるという、そういう場所にもっていかれることを私は思うのです。[註9]

町の中に労働者として働いている知恵遅れといわれている青年たちは、人口13000のなかで何人ぐらいかと言いますと、70人働いています。…労働者のなかでも焼き物の労働者の人数は14000人なんです。つまり人口の一割以上、10人に一人というよりも、もっと多いです。…この窯業労働者1400人のなかに、70人の、私たちがかわわっている人たちが町のなかで快く働いているのです。この雇用率は5パーセントということになります。これはそう簡単にはでてこないもので、全国でも高い数字を示しています。[註10]

さて、設立当初は戦災孤児のためにつくられた近江学園は、1963年に知的制約児の生活型施設（定員150名）として編成されるまでは、定員100名の養護施設と定員50名の知的制約児施設とが併存していた。そのため、必然的にインクルーシヴな形態での支援活動が展開されることになった。その内容は生活学習・作業学習・学科学習であり、それらを統合したかたちでの生産教育であった。すなわち当時の近江学園においては、職員と子ども

もたちが寝食を共にしながらの、生活と教育との一体化を旨とした実践が為されていたのである。このように、糸賀一雄、田村一二、池田太郎らは、保護・収容&指導・訓練的なまなざしが強固な時代背景の中において、個々人に与えられた特性を存分に活かしつつ、その人らしく歩む、といった人間観をもってコミュニティ・インクルージョンの具現化に取り組んだのである。

以上、糸賀・田村・池田らが有していた福祉理念や、それに基づく質の高い支援実践は、時代的な制約を受けつつも、その本質においてはきわめて高度に洗練された内容を有するものであったのである。

【Ⅲ】 コミュニティ・インクルージョンの視座

これまで論じてきたように、望むべきソーシャル・インクルージョン（より具体的にはコミュニティ・インクルージョン）を構築するためには、必要な法的整備と共に、確かなる権利擁護の視座に基づく実践活動の展開が必要であることが明確になった。つまりはハードとソフト両面での取り組みである。

共生社会の構築とは、同時に多民族・多文化国家の構築をも意味する。そこにおいては文化の多様性の尊重が保障される必要がある。具体的には1997年に成立をみた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」に続き、2008年6月6日に、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」が採択されたわが国の場合は、アイヌ民族の文化や風習が、よりいっそう尊重されるべき必要がある。先住民族であるマオリ民族の言葉が公用語の一つとして定められている、アオテアロア/ニュージーランド（Aotearoa/New Zealand）のように、アイヌ語が公用語の一つとして位置づく必要がある。そうした過程の中で同質性指向が必要以上に強調され、閉鎖的な文化的背景から生じた、さまざまな偏見や差別事象も減少すると

考えられる。そして、多民族・多文化国家の構築を考えるということは、すなわち心身の機能に顕著なる制約状況を有する人びとに対するコミュニティ・インクルージョンを考えることにもつながるのである。

ところで、ハード側面での整備に較べて、はるかに困難度が高いのはソフト側面、すなわち「人びとの意識的側面（心のバリアフリー）」である。そしてそうした障壁（Obstacles）の軽減化や除去は人類にとっての普遍的な希求理念でもある。ゆえに偏見差別の低減化に向けて叡智を結集し、在るべき国家や地域の姿を希求しつつ、限りなき積み重ねの努力を傾注せねばならない。わが国における、そのひとつの分岐点ともなる喫緊の課題が、福島第一原子力発電所による深刻なる事故を招いたことに端を発する、エネルギー資源問題である。具体的には、今後、わが国がエネルギー資源の大半を原子力発電に求め続けるか否か、といった、きわめて重要な国家課題である。言うまでもなく、福祉は環境・平和問題と直結しており、その点において、1987年に制定された「非核法」に基づき原子力エネルギーに依拠しない政策を実現しているニュージーランドの姿勢は、きわめて注視に値する。[註11]

私は2001年に出版した拙著において、「こうした、わが国に内在化する、顕著なまでに散見される各種の阻害要因に対して、アオテアロア/ニュージーランドの場合は、以下に列記するようなインクルーシヴ社会形成に有利と思われる特質を内在している」と述べ、10項目の要因を挙げ、その一つに「地熱・風力発電等による、原子核エネルギーに依存しない環境保全や平和思想」を提示した。しかし、まことに不幸なことに、その10年後に福島第一原子力発電所事故が生起し、その結果、数多くの避難住民を生じさせ、地域や家族を崩壊状態に導き、事故終息まで数十年に及ぶであろう年月と、莫大なる国家予算（税金）を消費する深刻なる事態を招いたのである。それ以上に深刻なのは、今後、顕著になるであろうところの内部被爆者たちへの健康被害問題である。非核政策はハード側面の課題解決（つまりは使用済み核燃料の処理方法や原子炉施設の事故防御システムの精緻

なる構築)と共に、われわれ人類が今後、エネルギー資源をどのように開発し、活用すべきかについての意思決定、つまりはソーシャル・インクルージョンに向けた、人びとのソフト側面の醸成がきわめてが重要なのである。[註12]

さて、ソーシャル・インクルージョンを実現するための諸要因、とりわけ知的・身体・精神的側面に顕著なる制約状態を有する当事者本人を主軸としたコミュニティ・インクルージョンを具現化するための要因を列記してみたい。第一には権利擁護の視点に基づき当事者本人を主軸とした支援態勢の構築を図ること。第二には大規模型施設収容主義を意味するインスタチューショナライゼーション (Institutionalization) から、大規模型施設解体・閉鎖に伴う施設退所主義を意味するデインスタチューショナライゼーション (Deinstitutionalization) への政策転換を図ること。第三には当事者本人の自己選択・決定権が尊重された支援形態を内包するグループホームや自立生活ホーム、さらには代替支援サービスとしてのファミリー・グループホーム、篤志家庭養育、レスパイトケア等への支援形態転換を図ること等が挙げられる。

コミュニティ・インクルージョンを具現化しようとする基底には、1980年に国連で採択された「Plan of Action for International Year of Disabled Persons (IYDP)」で提示された行動指針がある。なぜならその行動指針には心身に顕著なる制約状態を有する人びとを「特別な困難性を伴った通常の市民 (ordinary citizens with special difficulties)」としてとらえる視点、つまりはコミュニティ・インクルージョンの理念基底が明確に示されていたからである。[註13]

さて、わが国における施設解体・閉鎖に伴う施設退所については、今なお決して望むべき現状、および方向性を有しているとは言えない。2017年8月に、NHKスペシャルとして、「独立行政法人・国立重度知的障害者総合施設・のぞみの園」についてのドキュメンタリーが放映された。「のぞみの園」は約232万平方メートル(約70万坪)の敷地面積を有し、1971年(昭

和46)年に550人の入所定員をもって群馬県高崎市につくられた大規模収容型福祉施設(コロニー型施設)であった。その後、次第に縮小され、新たな入所者の受け入れを停止し、現在では平均年齢が65歳の200名あまりの人たちが生活している。しかし現存する入所施設そのものを全面的に解体閉鎖しようとする姿勢は見られない。こうしたコロニー型施設を解体閉鎖して地域移行支援に転換しようとする動きが鈍い主な理由は財政的な問題であるが、それと共に、しばしば生起するのが地域住民による反対運動である。つまりは根深い偏見差別によるソーシャル・エクスクルージョン(Social Exclusion)の視点である。[註14]

ところでこうした入所型施設を解体閉鎖せずに現状を維持しようとする消極的手法は、わが国政府のハンセン病回復者たちへの取り組み姿勢と同質性を有している。すなわち、わが国政府は1907(明治40)年に制定された「ライ予防法ニ関スル件」により、ハンセン病罹患者たちに対して長期間にわたり徹底した隔離政策を推し進め、当事者たちを地域社会から隔離された敷地内に閉じ込めつつ、将来的に当事者たちの死去に伴う自然減少を待ちつつ居住施設を閉鎖しようとした政策を推し進めた。その後、ようやくにして1996(平成8)年に成立した「らい予防法」の廃止に伴い、転住の自由が保障されたが、それは通常とはならなかった。その理由は、永年にわたる隔離生活によって地域で生活するために必要とされる各種スキルを具備していなかったり、転住先の地域住民たちの根強い偏見差別を恐れたり、あるいは手厚い生活・医療支援を継続的に受けるためには、それまで長期間にわたり居住してきた療養施設での生活を継続した方が不安が少ないからである。つまりはこれはコロニー型施設の解体閉鎖問題と同じ構造を有している。[註15]

わが国では今後、「障害者差別解消法」を、より精緻化された内容水準に改編し続ける必要があるが、しかしそれをもって地域に根づいた福祉施設やグループホーム建設の反対運動を表面的に押さえつけることがあってはならない。なぜなら、地域で日常生活を過ごすうえでは当該地域の住民

たちとの意思疎通が円滑でなければならないからである。もしも福祉施設が地域社会から遊離したかたちで機能していたならば、それは単なるダンピング (Dumping)、つまりは、ただ単に「地域の中に投げ込まれてしまっている」だけであり、効果的な地域移行によるコミュニティ・インクルージョンとは言えないのである。

【IV】 分析・展望

本小論はソーシャル・インクルージョンについて論じたものである。その中でも、わが国が心身に顕著なる制約状態を有する当事者たちのコミュニティ・インクルージョンの具現化について論じたものである。そこで明らかになったのは、以下の3点である。

第一には、永らく同質性指向を強く内包しつつ、閉鎖的な国家構築を図ってきた、わが国政府も、ようやくにして共生社会の構築に向けて明確なる方向性を定めるに至った、といった点である。そしてそれに連動して、心身に顕著なる制約状態を有する当事者たちへの権利擁護に関する法的整備として「障害者差別解消法」が制定されるに至った、といった点である。第二には、制度構築が未整備状態の時代において、優れた実践者たちによるコミュニティ・インクルージョンに向けた実践が為されてきた、といった点である。そして第三は、2011年3月11日に生起した未曾有の大災害と、それに伴いメルトダウン（炉心溶融・融解）を招いた福島第一原子力発電所の深刻なる事故を通して、エネルギー政策のみならず、国家としての在り方を真剣に考える契機となり、そうした思想的深まり（平易な表現を用いるならば「支え合い」や「絆」）の中で、社会的弱者を包摂した地域や社会づくりに向けて人びとの関心が深まりをみせてきた、といった点である。

さて、糸賀一雄・田村一二・池田太郎らによる支援実践の歩みを継承しつつ、コミュニティ・インクルージョンの具現化を目指して実践を重ねてきたケースは各地でみられる。そのひとつが北海道伊達市にある「太陽の

園」や、神奈川県横浜市にある「訪問の家・朋」の実践である。それは「地域が朋を包んでいるのではなく、朋が地域を包んでいます。」に端的に表現されているように、いずれも地域と共に歩む姿勢を明確に打ち出した実践が積み重ねられてきている。[註16] [註17]

本小論を終えるにあたり、私自身が取り組んだ、聴覚制約状態を有する受講生に対する音声入力ソフトを活用した授業保障の実践を紹介したい。なお、この取り組みは2002年当時のものである。

(前半部分は省略)

今から10年ほど前に「障害者福祉論」の授業で、私は受講生たちに次のようなことを語ったのを覚えています。それは、やがて私が話す言葉をコンピュータが日本語文字に変換して、電光掲示板のように黒板の上に文章が同時に流れるように表示される時代がやって来るかもしれない、ということでした。むしろその当時は、やがて個人が音声入力ソフトを自在に活用できる、などといった状況は予想だにできませんでした。— 中略 —

そんな中、今年度、私が担当している「障害者福祉論」の授業に、聴覚に制約状態を有する学生が受講登録することが判明しました。…そこで音声入力ソフトやパソコンの機能もかなり向上してきたために、これなら実用に耐えられるかもしれないと判断し、それまで自分自身のために試みてきた音声入力ソフトを使って授業を展開してみようと考えたのです。…これまでも私はノートパソコンを用いて、授業で提示する資料や図表等をプロジェクターでスクリーンに映し出しながら授業を展開してきました。したがって、それと同じような要領で、パソコン画面をそのままスクリーンに映し出し、私がヘッドホンマイクを使って音声入力すると同時に、私の声が漢字カナ混じりの日本語文字となってスクリーンにそのまま表示されるようにしたのです。そうすることによって、聴覚制約を有する当事者学生の人は、私がしゃべった内容を、その

まま文字情報として他の受講生たちとほぼ同時に把握し、理解することが可能となる筈だからです。

残念ながら、現段階における音声入力ソフトや日本語変換ソフトの完成レベルでは、スムーズに日本語変換ができない場合もかなり生じてきます。しかし私が授業で使用する専門用語や、私自身の文章表現や構成のクセ、さらには音声特質等をあらかじめソフトに学習させてゆくにつれて、徐々に認識精度も高まってきました。ちなみに現時点では80%程度の変換精度です。いっぽう、音声入力作業をスムーズに行うためには私自身のしゃべり方も変えなくてはなりません。すなわち、ワンセンテンスを短く区切ったり、しゃべるスピードを遅くしたり、発音を明瞭にしなければなりません。そのため、私はそれまでの授業ペースやスタイルを大幅に変更しなくてはならなくなりました。－中略－

前述したように、私はニュージーランドの福祉支援に強い関心を有しています。特にこの国ではインクルーシヴ社会構築へのまなごしが高度に整備されつつあります。インクルーシヴ社会構築とは、それを平たく言えば、さまざまな状況下や条件下に置かれている人たちが、そうした制約された状況や条件をことさら意識せずに、通常の日常生活を過ごすことができるようになるためのシステム（態勢）づくり、あるいは社会づくりということでもあります。いわば「ユニバーサル・デザイン」のようなまなごしです。つまり私の授業に関して言えば、聴覚機能に制約状態を有する受講生が、自らの制約状況をことさら強く自覚なくても済むような授業態勢づくり、ということを意味しています。そしてそうした態勢づくりを通して、音声入力によって映し出された大型スクリーンを見ることによって、他の受講者たちも、私の話す内容が容易に確認できたり、あるいは音声入力作業をスムーズに行うためには極力、雑音を入れてはならないため、150名を超す受講生たち自身が静寂さを保つべく協力し合うような現象が見られ始めてきたのです。

以上、こうした私個人のささやかな実践例でも明らかになったように、

困難な状況下、あるいは弱い立場に置かれている人々を主軸としたシステムづくりは、それはすなわち、すべての人たちにとっても必要とされるシステムづくりであり、それこそが本来的に目指されるべきシステムでもあるのです。そしてこれからも私自身をも含めて、すべての人がキラキラと光り輝きつつ、その人なりの最善の在り方を目指すことが可能となる社会づくりの具現化のために、多少なりとも参画してゆけたら幸いです。— 後略 — [註18]

この文章の最後に、私は「困難な状況下、あるいは弱い立場に置かれている人々を主軸としたシステムづくりは、それはすなわち、すべての人たちにとっても必要とされるシステムづくりであり、それこそが本来的に目指されるべきシステムでもある」との言葉でまとめた。2002年当時の文章ではあるが、これがソーシャル・インクルージョンの理念基底であり、コミュニティ・インクルージョンの実践基底なのである。以上、これをもって本小論の結語としたい。

[註]

- [註1] アオテアロア/ニュージーランドでは1994年2月1日より「人権法,1993年 (Human Rights Act,1993)」が施行された。これは、それまでの「人権委員会法,1977年 (Human Rights Commission Act, 1977)」に較べ、新たに機能的な制約状態を有する人びと等への差別是正をそこに含む、計153項目にわたる「包括的差別禁止法」である。その結果、この差別禁止法によって、性、婚姻状態、年齢、宗教上あるいは倫理上の信念、機能制約状態、政治上の意見、雇用状態、家族の状態や同性愛者等に対する不法な差別の範囲(領域)が広がった。さらには、英国君主と先住民マオリとの間で1840年に締結されたニュージーランド最初の条約であるワイタンギ条約 (Treaty of Waitangi) によってニュージーランドは英国領となり、マオリが有する土地や文化の継承が約束された。しかし今なお不平等条約であるとの論議が絶えない。それでもワイタンギ条約は多文化・多民族国家としてのニュージーランドの国家

八 卷 正 治

ポリシーを象徴する条約として教育機関や福祉支援組織のパンフレット等に条約遵守が明記されるのが常である。

- [註 2] 牛島義友 (1973) 「コロニーへの道」 慶応通信 P.25-28
- [註 3] 三木安正 (1962) 「精神薄弱児講座・精神薄弱児教育の教育原理」 日本文化科学社 P.74
- [註 4] 糸賀一雄 (1968) 「福祉の思想」 日本放送協会 106・107頁
- [註 5] 糸賀一雄 (1965) 「この子らを世の光に」 301頁
- [註 6] 糸賀一雄 「福祉の思想」 107・108頁
- [註 7] 糸賀一雄 (1972) 「愛と共感の教育」 柏樹社 154頁 (この文章は1967年に執筆)
- [註 8] 田村一二 (1984) 「賢者モ来タリテ遊ベシ」 日本放送協会136頁
- [註 9] 池田太郎 (1984) 「人間らしさを求めて」 学苑社 149・150頁
- [註10] 池田太郎 「人間らしさを求めて」 137・138頁
- [註11] こうした理由から、私が1993年当時に、高度の人権思想に基づく多民族・多文化国家であるニュージーランドで国外研究に従事していた際に、ワイパ地区・ケンブリッジ地域と、故郷である北海道網走郡美幌町との姉妹都市提携を提案し、ケンブリッジ地域評議会の承認を得た。その後、相互交流を重ね、1997年10月に姉妹都市の締結に至った。さらには2015年から1ヶ年間、同じく多民族・多文化国家であるオーストラリアで国外研究に従事した際には、148の異なる言語を話す、153ヵ国以上の国々からの移住者たちで住民構成がなされていた、メルボルン市郊外に位置するダーレヴィン地域で生活した。
- [註12] 八巻正治 (2001) 「アオテアロア／ニュージーランドの福祉 - インクルージョンのまなざし -」 学苑社 144頁
- [註13] 「Plan of Action for International Year of Disabled Persons (IYDP)」 の該当部分の原文を示す。
A society that shuts out a number of its members is an impoverished society. Disabled persons should not be considered as a special group with needs different from the rest of the community ,but as ordinary citizens with special difficulties in getting their ordinary human needs fulfilled.
- [註14] これについては「児童養護施設、相次ぐ地元反対・施設側 偏見やめて」(2017年8月21日・朝日新聞デジタル記事) と題された新聞記事に如実に示されている。
「児童養護施設の新設が、地元住民の反対で進まない例が各地で起きている。中には子どもへの中傷まがいの言葉が投げられた例もあった。岐阜県山県市では、2年後に予定する施設の新築移転計画の先行きが見通せない状況に陥っている。」
私は1993年に、1ヶ月半ほど北欧のデンマークに滞在した。そのとき目にしたのは、まださほど古くはない建物の解体作業であった。それがプライエムであった。なぜならデンマークでは1988年以降、重度の要介護高齢者の入居施設であるプライエムの新規建設が禁止されたからである。ニュージーランドでも、市街地からさほど離れてはいないコロニー型施設が解体閉鎖された

後には、その敷地内の既存施設をリフォームして教育機関を設立したり宿泊施設にしたり、といった再活用がなされた。これらの事例は、コロニー型施設の解体閉鎖について有益な示唆を与えてくれる。すなわち必要があれば既存施設を物理的に消失させたり、地域の社会資源として再活用したりしながら解体閉鎖に導く、といった方略であり、時間をかけて地域住民たちの理解を得ながら慎重に地域移行を図る、といったやり方をもってしては、結局は地域移行は頓挫するであろう、といった示唆である。

- [註15] 現在、国内各地には計13箇所の国立ハンセン病療養所が存在している。それらの中で岡山県瀬戸内市にある国立療養所長島愛生園、および国立療養所邑久光明園は、隔離政策に基づく偏見差別の結果、積年に及ぶ当事者たちからの願いにもかかわらず、岡山県側と長島側の、わずか30メートルほどの間には橋が架けられてはいなかった。しかし1988（昭和63）年5月9日に、邑久長島大橋（「人間回復の橋」と称された）が架橋されるに至った。また香川県高松市にある、国立療養所大島青松園は高松港の東方約8km、四国本土との最短距離約1kmの瀬戸内海に浮ぶ、面積61haの小島に位置しており、そこへは専用船（官有船）でのみ往復する。すなわち島全体が療養所といった、完璧なまでに隔離された状態となっている。さらには熊本県合志市にある国立療養所菊池恵楓園には罹患者専用の刑務所さえもあった。
- [註16] 太陽の園編（1993）「施設を出て町に暮らす」ぶどう社
- [註17] 日浦美智江（1996）「朋はみんなの青春ステージ —重症心身障害の人たちの地域生活を創る—」ぶどう社 130頁
- [註18] 八巻正治（2002）「インクルーシヴ学習支援のまなざし」誕生日ありがとう運動機関誌

（尚綱学院大学名誉教授）